

相馬地方都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更
〔新地町復興整備計画(新地町決定)〕

都市計画新地駅周辺一団地の津波防災拠点市街地形成施設を次のとおり変更する。

名 称		新地駅周辺一団地の津波防災拠点市街地形成施設					
位 置		福島県相馬郡新地町谷地小屋字舂形、字古屋敷、字中島、字樋掛田、字高田、字四斗蒔、字中田、字北中江、字南中江、字南浜田					
面 積		約 26.1ha					
位置 及 び 規 模	住宅施設	約7.0ha	備 考	被災市街地復興土地区画整理事業により基盤整備を行う。			
	特定業務施設	約9.8ha		購買施設、サービス施設、事務所等を設置する。			
	公益的施設	約0.8ha		津波防災拠点施設、交通施設等を配置する。			
	公共施設	道路	種 別	名 称	幅員	延長	備考
			幹線道路	金山新地 停車場線	14m	約 80m	
			幹線道路	新地停車 場釣師線	14m	約 420m	都市計画決定予定
			上記のほか、区画道路、歩行者専用道路を適宜配置する。				
		公園及び緑地	公園及び緑地については、開発区域の3%以上の面積を確保し、周辺住民の憩いや運動等のレクリエーション、災害時の避難等のスペースとして整備する。				
	その他の公共施設	下水道 ①雨水：新地町公共下水道から砂子田川へ放流する。 ②汚水：新地町公共下水道に接続する。 上水道 相馬地方広域水道企業団上水道により供給する。					
	小 計	約8.5ha					
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度		20/10または30/10以下					
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		6/10以下					

「区域、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理由

本地区は、今次津波に対応した安心、安全な町の中心拠点となるよう公共公益施設、商工業、住宅等の各機能を集約するとともに、災害時には一時避難所となる防災センターや交流センターを整備することにより、拠点性を有するまちづくりを推進することを目的とし、津波防災地域づくりに関する法律第17条に規定された「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として都市計画決定済み（約23.7ha：平成25年9月27日）である。また、JR常磐線及び新地駅の移設に合わせて、拠点となる市街地を整備することで、生活や経済活動に不可欠な機能を集積したまちづくりを行うこととしている。

これら復興計画の整備方針や本事業の目的、所定の整備効果を達成するためには、当初計画にある復興拠点支援施設の整備が不可欠である。よって、その整備に必要な津波復興拠点事業区域を拡大（約2.4ha）するものである。

